

番号制度による国民の利便性向上と行政運営の効率化の実現

— 行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律案 —

前内閣委員会調査室 寺西 香澄

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」は、平成25年5月24日の参議院本会議において可決・成立した。

本稿では、両法律案成立までの経緯、政府案及び衆議院における修正の概要並びに国会における主な議論を紹介する。

1. 第180回国会（平成24年）における法律案の提出

（1）平成24年に提出された両法律案の概要

平成24年2月14日に、野田内閣は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案」（以下「旧マイナンバー法案」という。）及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」（以下「旧整備法案」という。）を国会（衆議院）に提出した。両法律案の概要は、以下のとおりである¹。

ア 旧マイナンバー法案

市町村長は、住民票コード²が住民票に記載されている日本国籍を有する者及び中長期在留者、特別永住者等の外国人住民に対し、住民票コードを変換して得られる「個人番号」を指定し、書面により通知する。個人番号は、漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められる場合に限り変更することができる。

また、市町村長は、住民からの申請により、氏名、住所、生年月日、個人番号等が記載されたその者に係る個人番号カードを交付しなければならない。

個人番号は、マイナンバー法に定める社会保障、税、災害対策分野等の事務を行うために必要な限度で利用することができる。

何人も、情報提供ネットワークシステム（特定個人情報（個人番号を含む個人情報）の提供を管理するために、総務大臣が設置・管理する電子情報処理組織）を使用した情報提供等マイナンバー法に定める場合を除き、特定個人情報の提供及び特定個人情報（他人の個人番号を含むものに限る。）の収集・保管をしてはならない。

¹ 平成24年に提出された両法律案の提出の経緯及び概要については、拙稿「社会保障・税番号制度の導入—行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案—」『立法と調査』第327号（2012.4）3～12頁を参照。

² 無作為に作成された11桁の番号からなる（住民基本台帳法第7条第13号）。

特定個人情報の取扱いに関する監視又は監督等の事務をつかさどる第三者機関として、内閣総理大臣の所轄の下に、個人番号情報保護委員会を設置する。

このほか、国税庁長官は、国の機関、地方公共団体及び法人等に対し「法人番号」を指定、通知するとともに、法人番号の指定を受けた者の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号を公表する。

イ 旧整備法案

マイナンバー法施行のため、住民基本台帳法の一部改正、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部改正等関係27法律の規定の整備を行う。

(2) 両法律案の廃案及び3党実務者による修正協議

旧マイナンバー法案及び旧整備法案は、両法律案と同日に国会提出された地方公共団体情報システム機構法案³とともに衆議院内閣委員会において継続審査とされた後、平成24年11月16日の衆議院解散に伴い、いずれも廃案となった。

なお、旧マイナンバー法案については、国会提出以降、民主党、自由民主党及び公明党の実務者間で修正協議が行われ、個人番号の通知方法の改善や将来における番号制度の利用範囲の拡大等といった国民の利便性向上のための措置のほか、個人番号情報保護委員会の権限強化等について一定の合意がなされた。

2. 第183回国会（平成25年）における法律案の提出

政権交代を経た平成25年3月1日に、第二次安倍内閣は、3党実務者による修正協議の内容を反映した「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案」（以下「マイナンバー法案」という。）及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」（以下「整備法案」という。）を国会（衆議院）に提出した。

以下では、両法律案について、第180回国会（平成24年）提出法律案からの主な変更点及び成立までの経緯を概観する。

(1) マイナンバー法案

ア 基本理念

旧マイナンバー法案では、「個人番号及び法人番号の利用の基本」として、行政運営の効率化及び国民の利便性の向上に資すること、行政分野における給付と負担の適切な関係の維持に資すること等を挙げていたが、マイナンバー法案では、これらを「基本理念」とするとともに、以下の事項を追加している。

- ・ 社会保障等3分野における個人番号及び法人番号の利用促進、他の行政分野及び行政分野以外の国民の利便性向上に資する分野における個人番号等の利用可能性の考慮

³ 住民基本台帳法、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律及びマイナンバー法の規定による事務並びにその他の地方公共団体の情報システムに関する事務を地方公共団体に代わって行うため、地方公共団体が共同して設置・運営する組織を設立することを定めるものである。

- ・個人番号カードの利用促進、行政事務以外の事務処理における個人番号カードの活用
- ・情報提供ネットワークシステムの利用促進、特定個人情報以外の情報の授受に同システムの用途を拡大する可能性の考慮

イ 国・地方公共団体の責務、事業者の努力規定

国及び地方公共団体は、基本理念にのっとり、特定個人情報の取扱いの適正を確保するために必要な措置を講ずるとともに、個人番号及び法人番号の利用に関する施策を実施するものとする。また、国は、教育・広報活動等を通じて、個人番号及び法人番号の利用に関する国民の理解を深めるよう努めるものとする。

個人番号及び法人番号を利用する事業者は、国及び地方公共団体が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

ウ 通知カードによる個人番号の通知

旧マイナンバー法案では、個人番号の通知を書面により行うこととしていたが、マイナンバー法案では、通知カードにより個人番号を通知することとした。通知カードには、個人番号のほか、氏名、住所、生年月日、性別が記載される。

通知カードの交付を受けた者が個人番号カードの交付を受けようとする場合には、当該通知カードを住所地市町村長に返納しなければならない。

エ 個人番号カードの利用

個人番号カードにはＩＣチップが搭載される予定であるが、市町村の機関又は行政機関や民間事業者等の政令で定めるものは、条例又は政令で定めるところにより、総務大臣が定める安全基準に従って、一定の事項を個人番号カードのＩＣチップの空き領域に記録して利用することができる。

オ 情報提供ネットワークシステム等の安全性の確保

総務大臣及び情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の照会・提供を行う者は、当該事務に関する秘密について、その漏えい防止その他の適切な管理のために、情報提供ネットワークシステム及び当該事務に使用する電子計算機の安全性及び信頼性を確保することその他の必要な措置を講じなければならない。

カ 第三者機関の名称変更、所掌事務の追加

旧マイナンバー法案において設置することとした第三者機関である個人番号情報保護委員会の名称を「特定個人情報保護委員会」に改める。

旧マイナンバー法案では、第三者機関が、特定個人情報の取扱いについて必要な指導・助言をすることができるとしていたが、マイナンバー法案ではこれに加え、必要があると認めるときは、当該特定個人情報と共に管理されている特定個人情報以外の個人情報の取扱いに関しても指導・助言できることとしている。

また、特定個人情報保護委員会が、特定個人情報の取扱いに利用される情報提供ネットワークシステムその他の情報システムの構築・維持管理に関し、費用の節減その他の合理化・効率化を図った上でその機能の安全性・信頼性を確保するよう、総務大臣その他の関係行政機関の長に対し、必要な措置を実施するよう要求できることとしている。

キ 検討等

旧マイナンバー法案では、附則において、法施行後5年を目途とした見直し規定を設けていたが、マイナンバー法案では、見直しの検討期間を3年に短縮するとともに、検討すべき事項として、①個人番号の利用範囲の拡大、②情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供範囲の拡大、③特定個人情報以外の情報提供への情報提供ネットワークシステムの活用を明記し、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずるものとしている。

このほか、以下の検討規定等を追加している。

- ・法施行後1年を目途とした、特定個人情報保護委員会の権限拡大（特定個人情報以外の個人情報の取扱いに関する監視・監督の実施）
- ・特定個人情報保護委員会の人的体制の整備、財源確保等
- ・本人から個人番号の提供を受ける際の本人確認措置の拡充（例えばスマートフォンの活用等）
- ・法施行後1年を目途とした、情報提供等記録開示システム（マイ・ポータル）の設置及びその活用を図るための必要な措置の実施
- ・民間活用を視野に入れたマイ・ポータルによる個人情報の開示手続、情報提供等
- ・複数の地方公共団体の情報システムの共同化・集約の推進に必要な情報提供等、地方公共団体に対する協力

（２）整備法案

旧整備法案とはほぼ同内容であり、マイナンバー法施行に伴う関係36法律の規定の整備を行う。

（３）衆議院におけるマイナンバー法案の修正から成立まで

平成25年3月22日の衆議院本会議において、マイナンバー法案、整備法案のほか、内閣法等の一部を改正する法律案⁴及び地方公共団体情報システム機構法案⁵の趣旨説明及び質疑が行われ、4法案は衆議院内閣委員会に付託された。衆議院内閣委員会では、対政府質疑、参考人質疑を行ったほか、総務委員会、財務金融委員会及び厚生労働委員会との連合審査会を開会した。

この過程において、マイナンバー法案及び内閣法等の一部を改正する法律案の修正協議が行われ、4月24日の内閣委員会に、自由民主党、民主党・無所属クラブ、日本維新の会、公明党及びみんなの党の共同提案による両案に対する修正案が提出された⁶。

⁴ マイナンバー法案と同日（平成25年3月1日）に国会提出されており、内閣官房における情報通信技術の活用に関する総合調整機能を強化するため内閣官房に内閣情報通信政策監（政府CIO）を置くこと等を定めるものである。

⁵ マイナンバー法案と同日（平成25年3月1日）に国会提出されており、その内容は第180回国会に提出されたものと同様である。

⁶ 内閣法等の一部を改正する法律案に対しては、内閣情報通信政策監に対する事務の委任主体を高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部から同本部長（内閣総理大臣）とすること、内閣情報通信政策監の意見・報告に基づき必要があると認めるときは本部長が関係行政機関の長に勧告できるようにすること等の修正案が提出された。

マイナンバー法案の衆議院修正の概要は、以下のとおりである。

ア 目的の修正

目的に、行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な給付と負担の確保を図ることを明記する。

イ 基本理念の修正

基本理念に、国民の利便性の向上及び行政運営の効率化に資することを明記する。

ウ 特定個人情報を提供することができる場合の追加

国税庁長官が都道府県知事等に又は都道府県知事等が国税庁長官等に、政令で定める国税に関する法律の規定により国税又は地方税に関する特定個人情報を提供する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているときは、当該特定個人情報を提供することができる。

エ 給付付き税額控除の施策に関する事務の的確な実施に係る検討

附則に、給付付き税額控除の施策の導入を検討する場合には、当該施策に関する事務が的確に実施されるよう、国の税務官署が保有しない個人所得課税に関する情報に関し、個人番号の利用に関する制度を活用して当該事務を実施するために必要な体制の整備を検討する規定を追加する。

4月26日、衆議院内閣委員会において、マイナンバー法案及び内閣法等の一部を改正する法律案が修正議決、整備法案及び地方公共団体情報システム機構法案が可決された。4法案は、5月9日の衆議院本会議においてそれぞれ修正議決又は可決され、本院に送付された。

参議院では、5月10日の本会議において、マイナンバー法案及び整備法案の趣旨説明及び質疑が行われた。参議院内閣委員会には、両法律案及び内閣法等の一部を改正する法律案が付託され⁷、対政府質疑を行った後、5月23日に3法案がそれぞれ可決された。3法案は翌5月24日の参議院本会議において可決され、成立した⁸。

3. 国会における主な議論

(1) 社会保障・税番号制度導入の意義

社会保障・税番号制度（以下「番号制度」という。）導入の意義について、安倍内閣総理大臣は、「番号制度は、より公平な社会保障制度や税制の基盤であるとともに、情報化社会のインフラとして国民の利便性の向上や行政の効率化に資する」と答弁した⁹。

番号制度のメリットについて、甘利国務大臣は、「番号による税及び社会保障分野での名寄せ、突合により、所得把握の正確性が向上することで、税及び社会保障分野における

⁷ 地方公共団体情報システム機構法案は5月15日に総務委員会に付託され、5月24日の参議院本会議において可決・成立した（5月31日公布（平成25年法律第29号））。

⁸ 3法案はいずれも5月31日に公布された（マイナンバー法（平成25年法律第27号）、整備法（同第28号）、内閣法等の一部を改正する法律（同第22号））。

⁹ 第183回国会衆議院本会議録第12号13頁、17頁、18頁、20頁（平25.3.22）、第183回国会参議院本会議録第18号5頁、7頁（平25.5.10）

負担、分担の公平性がより一層確保されること」、「社会保障等の給付の申請に当たり、従来求められていた添付書類の簡素化、削減が可能となること」、「将来において、マイ・ポータルにより自己情報の確認や行政からのきめ細かなお知らせサービスの提供が可能となること」等を挙げるとともに、「行政の効率化が図られ、限られた行政資源を国民サービス充実のためにより重点的に配分することも可能となる」と答弁した。また、デメリットとしては、個人情報の漏えい・不正利用や、国家による個人情報の一元管理への懸念が指摘されているため、制度面、システム面において対応措置を講じていると答弁した（具体的な措置については後述（7）ア参照）¹⁰。

また、安倍内閣総理大臣及び甘利国務大臣は、「番号制度に関するシステム整備に当たっては、対象となる業務をそのまま単純にシステム化するのではなく、業務の徹底的な見直しを事前に行うことが重要である」、「内閣情報通信政策監の指導の下、番号制度に係る社会保障分野や税分野等の個々の行政事務における業務フローの見直し等に積極的に取り組んでまいりたい」と答弁した¹¹。

（2）費用対効果

ア 費用

番号制度の導入に係る費用について、甘利国務大臣及び政府参考人は、「個人番号の付番関係システムの構築（約160億円）や、情報提供ネットワークシステム、マイ・ポータル、特定個人情報保護委員会の監視、監督システムの構築（約190億円）といった新規のシステム開発に約350億円を見込んでいるほか、地方公共団体等の個人番号を取り扱う各機関における既存システムの改修（例えば、年金関係システム（約186億円）、ハローワーク関係システム（約155億円）、国税関係システム（約380億円）、地方公共団体の業務システム（約1,600億円）など）が必要となることから、現時点において総額で2,000億円から3,000億円程度を見込んでいる」旨答弁した¹²。また、番号制度に関するシステムの運用経費について、甘利国務大臣及び政府参考人は、「一般的に、初期費用の10%から15%程度とされている」、「システムの運用経費は、業者との契約の仕方や、そのシステムを閉じたシステムにするのかクラウドにするのか等によってかなり変わってくる。できるだけセキュリティは高く、かつコストの低い調達方法を考えていきたい」と答弁した¹³。

番号制度に関するシステム整備について、山本国務大臣は、「複数府省にまたがるシステムとなることから、政府全体としてのIT投資の最適化や情報システムの相互運用性等を確保し、府省間の緊密な連携を図ることが重要である。関係大臣と十分に連携し、

¹⁰ 第183回国会衆議院内閣委員会議録第4号6頁（平25.3.27）、同第5号35～36頁（平25.4.3）、同第9号11～12頁（平25.4.26）

¹¹ 第183回国会衆議院内閣委員会議録第9号4頁（平25.4.26）、第183回国会参議院本会議録第18号6頁（平25.5.10）

¹² 第183回国会衆議院内閣委員会議録第5号22頁、36頁（平25.4.3）、同第7号9頁（平25.4.11）、第183回国会参議院内閣委員会議録第7号4頁（平25.5.21）、同第8号2頁（平25.5.23）

¹³ 第183回国会衆議院内閣委員会議録第7号9頁（平25.4.11）、第183回国会参議院内閣委員会議録第7号5頁（平25.5.21）

各府省に対し高度な総合調整を行う権限等を法制化する内閣情報通信政策監が十分に司令塔機能を発揮できるようバックアップし、システムの円滑な整備や安定的な運用に向けて尽力する」と答弁した¹⁴。また、特許庁の運営基盤システムなど過去の政府におけるシステム整備において、事業者の技術力やプロジェクト管理能力を評価せず安値で応札するといった調達プロセス上の問題があったことを踏まえ、西村内閣府副大臣は、「内閣情報通信政策監の指導の下で、調達仕様書における要件定義を明確化し、受注する事業者の技術力の適正な評価もしっかり行う。また、その際に外部専門家を活用するなど、内閣情報通信政策監と連携して、適切にシステム整備を行いたい」旨答弁した¹⁵。

イ 効果

番号制度導入による効果について、甘利国務大臣は、「多くは定性的な効果であり、数値化が難しい」¹⁶が、「定量的な効果については、番号制度導入に従って数字が精緻となっていく部分もあると考える。今後、番号制度の詳細等について検討を進めていく中で、どの段階でどのような試算ができるのか、関係機関ともよく相談をしてまいりたい」と答弁した¹⁷。また、安倍内閣総理大臣は、「番号制度に係るIT投資はもとより、本来、IT投資は国民に対するサービスの質の向上や行政運営の効率化に資するものでなければならない。今後、IT投資を行う各府省においてしっかりと効果検証を行うとともに、十分な説明責任を果たすようにしていきたい」と答弁した¹⁸。

なお、衆議院内閣委員会及び参議院内閣委員会の附帯決議に、番号制度に係るシステムの開発・整備に当たり、現行制度及び業務の改善を前提に費用対効果を検証した上で予算案等を策定することが盛り込まれた。

(3) 個人番号の付番・通知

ア 個人番号の付番

我が国では平成14年8月以降、住民基本台帳に記載されている住民一人一人に住民票コードが付番されているが、番号制度では、住民票コードではなく、住民票コードを変換して得られる個人番号を利用することとしている。その理由について、甘利国務大臣は、「個人番号として何を用いるかについては、検討段階において、パブリックコメントにより国民の御意見を伺った上で、住民票コードに対応した新たな番号とすることとした。さらに、1つの番号のみではさまざまな個人情報を芋づる式に引き出せない情報連携の仕組みを構築し、また、個人番号が悪用された場合等に個人番号の変更を容易に

¹⁴ 第183回国会衆議院本会議録第12号17頁(平25.3.22)、第183回国会参議院本会議録第18号6頁(平25.5.10)、第183回国会参議院内閣委員会会議録第7号10頁(平25.5.21)

¹⁵ 第183回国会衆議院内閣委員会会議録第9号21頁(平25.4.26)、第183回国会参議院内閣委員会会議録第7号12頁(平25.5.21)

¹⁶ 第183回国会衆議院本会議録第12号13頁、16頁、20頁(平25.3.22)、第183回国会参議院本会議録第18号4頁(平25.5.10)

¹⁷ 第183回国会衆議院内閣委員会会議録第7号9頁(平25.4.11)

¹⁸ 第183回国会衆議院内閣委員会会議録第9号3頁(平25.4.26)、第183回国会参議院本会議録第18号7頁(平25.5.10)

行うため、住民票コードは個人番号や連携符号のもとになる番号とすることが望ましいと考えた」と答弁した¹⁹。

また、個人番号の桁数はおおむね12桁前後となる見込みであり²⁰、かつ、性別や生年月日等の属性を持たせないことが明らかにされた²¹。

個人番号は、当該個人番号が漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められるときに限り、本人の請求又は市町村長の職権により変更されるが、西村内閣府副大臣及び政府参考人は、個人番号がインターネット上で不特定多数の者が閲覧できるような状態となった場合や、個人番号カード又は通知カードを盗まれるなどして紛失した場合がこれに該当する旨答弁した²²。

イ 個人番号の通知

個人番号の通知は、住民票に記載された住所へ通知カードを送付することにより行う予定であるが、例えばDV被害者や東京電力福島第一原発の事故に伴う避難者等様々な事情により、住民票に記載された住所と異なる場所に居住する住民にも、安全かつ確実に通知カードを送付することが必要となる。この点について、甘利国務大臣は、「実務に当たる市町村からの意見も伺いながら検討してまいりたい。住民基本台帳に登録されていない人については、まずは実態に合った届出をしてもらうよう説明し、住民基本台帳の記録が正確に行われることが必要と考える。また、DV被害者への対処については、関係自治体とこれから検討していきたい」と答弁した²³。

ウ 成りすまし防止策

既に番号制度を導入している米国では、他人の社会保障番号を不正に利用した年金や失業保険の受給、また、韓国では、他人の住民登録番号を不正に入手し、海外からオンラインゲームに登録をしていた事例など²⁴、成りすまし等の番号の不正利用による被害が発生している。甘利国務大臣等は、「両国では、本人確認が番号のみによって行われ、また、番号に利用制限を設けていなかったことが成りすましの事例発生に影響したのではないかと考える。マイナンバー法では、この教訓を生かし、成りすまし被害が発生しないよう、個人番号の利用範囲を法律に限定的に規定するとともに、個人番号の利用に当たっては、個人番号カード等の写真付きのもので本人確認を行うこととしている」旨答弁した²⁵。

¹⁹ 第183回国会衆議院本会議録第12号17頁（平25. 3. 22）

²⁰ 甘利国務大臣は平成25年6月11日の記者会見において、個人番号は12桁、法人番号は13桁とすることを発表した。

²¹ 第183回国会参議院内閣委員会会議録第7号23頁（平25. 5. 21）の向井政府参考人答弁、同第8号2頁（平25. 5. 23）の安倍内閣総理大臣及び甘利国務大臣答弁

²² 第183回国会衆議院内閣委員会会議録第9号18頁（平25. 4. 26）

²³ 第183回国会参議院内閣委員会会議録第7号26頁（平25. 5. 21）

²⁴ 第183回国会衆議院内閣委員会会議録第4号5頁（平25. 3. 27）、日本弁護士連合会編著『デジタル社会のプライバシー 共通番号制・ライフログ・電子マネー』（航思社 平成24年）277頁（韓国）、285～286頁（米国）

²⁵ 第183回国会衆議院本会議録第12号19頁（平25. 3. 22）の甘利国務大臣答弁、第183回国会参議院内閣委員会会議録第7号20頁（平25. 5. 21）の西村内閣府副大臣答弁、第183回国会衆議院内閣委員会会議録第4号5頁（平25. 3. 27）、第183回国会参議院内閣委員会会議録第7号9頁（平25. 5. 21）の向井政府参考人答弁

(4) 個人番号の利用範囲

個人番号の利用範囲は、マイナンバー法に定める社会保障、税、災害対策分野等の事務に限定されている。

ア 社会保障分野

社会保障分野における個人番号の利用範囲は、年金の資格取得・確認、給付に関する事務や、医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続等とされており、病歴等の医療情報については含まれていない。

医療分野における番号制度の利用について、政府参考人は、「番号制度により構築されるインフラを基盤として、医療などの分野での番号制度の導入を検討したい」とし、「医療情報は、個人のプライバシーに非常に関連するため、機微性やその特性に配慮した特段の措置を併せて検討する必要がある。平成24年9月に、厚生労働省に設けた有識者による検討会で報告書が取りまとめられた²⁶。報告書では、①個人番号の利活用と保護を同時に図るため必要な措置を講じる必要があること、②番号制度に対する国民的な理解を醸成していく必要があること、③医療情報を利活用するための環境整備が必要であることが指摘されている。厚生労働省としては、医療などの分野の番号制度導入に向けた環境づくりのための具体的な方策について、関係省庁とも連携して検討を進めてまいりたい」と答弁した²⁷。また、田村厚生労働大臣は、「医療分野に番号制度を導入すると、対象となる利用機関（医療機関）が圧倒的に増える。これらをネットワークでつなぐためには、それなりの設備投資が必要となる。また、医療分野は機微に触れる情報が多い。そのため、番号制度導入当初から医療分野にまで踏み込むことは難しい」旨答弁した²⁸。

なお、平成25年6月14日に閣議決定された「日本再興戦略－JAPAN is BACK－」において、「個人一人ひとりが自分の医療・健康データを利活用できる環境を整備・促進し、適正な情報の活用により適切な健康産業の振興につなげるべく検討を進め、国民的理解を得た上で、医療情報の番号制度の導入を図る」ことが盛り込まれたところである。

イ 税分野

税分野における番号制度導入の効果について、甘利国務大臣は、「番号制度の導入のみで正確に所得を把握することには一定の限界があるものの、制度導入により、社会保障分野、税分野のそれぞれにおいて、個人番号又は法人番号を用いて各種資料情報等の名寄せやマッチングが効率的かつ正確に行われ、かつ、機関を超えて相互に情報を連携できるようになることから、社会保障・税分野全体を通じて、現状に比して、より正確な所得把握が可能となる」と答弁した²⁹。

事業所得、利子所得や金融資産については、法定調書の提出が義務付けられていない

²⁶ 社会保障分野サブワーキンググループ・医療機関等における個人情報保護のあり方に関する検討会（合同開催）「医療等分野における情報の利活用と保護のための環境整備のあり方に関する報告書」（平24.9.12）

²⁷ 第183回国会衆議院内閣委員会議録第4号9頁（平25.3.27）

²⁸ 第183回国会衆議院内閣委員会総務委員会財務金融委員会厚生労働委員会連合審査会議録第1号11頁（平25.4.11）

²⁹ 第183回国会衆議院本会議録第12号13頁（平25.3.22）

ため、その把握は困難である。甘利国務大臣は、「政府が国民の所得や資産をどこまで把握するのかは、それに伴う国民の負担等も勘案した上で、社会保障制度や税制といったそれぞれの制度の中で検討されていくものと考えて」と答弁した³⁰。また、伊東財務大臣政務官は、「事業所得や海外資産、取引情報等、個人番号が記載された法定調書のみでは把握や確認が困難な取引もたくさんあり、全ての所得を把握することは困難である」とし、「国税当局としては、限られた人員の中で、法定調書の名寄せや申告書との突合に加え、税務調査等を的確に行うこと等を通じ、公平・適正な課税の実現に努めていかなければならない」、「番号制度導入を踏まえ、これからどのように所得を適切に把握していくかについては、法定調書の拡大など制度面での対応を含めて、今後とも検討していく必要がある」と答弁した³¹。

ウ 災害対策分野

災害対策分野における個人番号の利用について、西村内閣府副大臣及び政府参考人は、「東日本大震災の被災地からの要望も踏まえ、被災者生活再建支援金の支給に関する事務や、地方公共団体の条例で定める防災に関する事務等に個人番号を利用できることとしている」、「災害対策基本法等の一部を改正する法律案³²において、災害発生の際、市町村長が被災者台帳を作成し、各機関が有する被災者情報の共有ができるよう措置されているが、当該被災者台帳の作成事務についても個人番号を利用することが念頭に置かれている」、また、同法律案に定める避難行動要支援者名簿³³の作成等についても「地方公共団体において条例で定めることにより、個人番号を利用することが可能となる」旨答弁した³⁴。また、政府参考人は、「災害時に個人番号カードを持って避難することができず、個人番号が分からないということも現実起こりうる。この場合には、基本4情報（氏名、住所、生年月日、性別）により本人確認を行った上で、住民基本台帳に記載されている個人番号をお知らせすることで、当該個人番号を利用してもらうことが考えられる」旨答弁した³⁵。

（5）個人番号カード

個人番号カードは、氏名、住所、生年月日、性別及び個人番号が記載される点では通知カードと同様であるが、これに加え、本人の顔写真が表示されるとともに、ICチップが搭載される。

ア 個人番号カード取得のメリット

番号制度においては、①本人確認（その本人が確かに本人であるか）と、②個人番号の確認（その番号が確かに本人のものであるか）が必要となる。

³⁰ 第183回国会参議院本会議録第18号8頁（平25.5.10）

³¹ 第183回国会参議院内閣委員会会議録第8号12頁（平25.5.23）

³² 平成25年6月17日の参議院本会議において可決・成立した（6月21日公布（平成25年法律第54号））。

³³ 高齢者、障害者等の災害時の避難に特に配慮を要する者についての避難支援等を実施するための基礎とする名簿をいう。

³⁴ 第183回国会参議院内閣委員会会議録第7号11～12頁（平25.5.21）、同第8号18頁（平25.5.23）

³⁵ 第183回国会参議院内閣委員会会議録第7号11頁、27頁（平25.5.21）

個人番号カード取得のメリットについて、甘利国務大臣は、「個人番号カードには顔写真がついているため、個人番号カード1枚で本人確認と個人番号の確認を行うことができるが、通知カードには顔写真がついていないため、本人確認や個人番号の確認を行う際には、運転免許証など顔写真付きの本人確認書類と併用していただく必要がある」、「個人番号カードは、ICチップの空き領域を活用して利用することも可能とされており、利便性の向上に資するものと考える」旨答弁した³⁶。運転免許証等を保有している場合は、通知カードと併用することで足りることから、個人番号カードに切り替えるインセンティブに欠けることとなるが、甘利国務大臣は、「通知カードで不便を感じない人は替えないのかもしれないし、不便を感じる人は替えるかもしれない。ただ、奨励策として、1枚のカードで全て済んでしまうのであるから、そのほうが保管や携帯上もいいのではないかと答弁した³⁷。

イ 個人番号カードの普及

個人番号カードの交付に伴い、現在住民基本台帳法に基づき交付されている住民基本台帳カードは廃止される。住民基本台帳カードの累計交付枚数は約656万枚（平成24年3月31日現在）であり、普及率は全人口の約5.1%にとどまっている³⁸。この点について、新藤総務大臣は、「住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）は、カードを普及させることが目的ではなく、住基ネットの活用によって利便性を向上させることが重要であった」とし、住民基本台帳カードが普及しなかった理由については、「本人確認であれば、運転免許証などで代用できるため、カードを持つ必要性が高まらなかった」旨答弁した³⁹。

個人番号カードについて、甘利国務大臣は、「本人確認や個人番号を確認する際に利用されること、また、マイ・ポータルにアクセスする際の認証に利用されることから、住民基本台帳カードと比べて利用場面が拡大し、個人番号カードの取得による国民の利便性向上を図ることができる」と答弁した⁴⁰。

個人番号カードの円滑な取得のための措置について、北村総務大臣政務官は、「通知カードとともに個人番号カードの申請書を送付することを考えている。また、住民が市町村の窓口にて一度来庁すればカードを取得できるようにする方向で検討するとともに、市町村の事務負担及び費用軽減のため、個人番号カードの発行作業を全市町村が地方公共団体情報システム機構等に委託することも可能とする方向で考えている」と答弁した⁴¹。また、個人番号カードの発行手数料について、甘利国務大臣は、「有料とするかどうかを含め、国民の負担やカードの普及促進といった観点から検討する」とし⁴²、

³⁶ 第183回国会衆議院本会議録第12号11頁、15頁（平25.3.22）

³⁷ 第183回国会参議院内閣委員会会議録第8号10頁（平25.5.23）

³⁸ 総務省「住民基本台帳カードの交付状況」〈<http://juki-card.com/about/card-121231.pdf>〉

³⁹ 第183回国会衆議院内閣委員会総務委員会財務金融委員会厚生労働委員会連合審査会議録第1号5頁（平25.4.11）、第183回国会衆議院内閣委員会会議録第8号2～3頁（平25.4.24）、同第9号10頁（平25.4.26）

⁴⁰ 第183回国会衆議院本会議録第12号17頁（平25.3.22）

⁴¹ 第183回国会参議院内閣委員会会議録第8号18頁（平25.5.23）

⁴² 第183回国会衆議院本会議録第12号11頁（平25.3.22）

政府参考人は、「地方公共団体の意見を踏まえながら今後適切に考えてまいりたい」と答弁した⁴³。

ウ ICチップの利用

個人番号カードに搭載されるICチップへの記録事項について、甘利国務大臣及び政府参考人は、「ICチップに納税額などの本人に関する情報が全て集積されるわけではない」旨答弁し⁴⁴、券面に記載されている氏名等の情報や公的個人認証の電子証明書等に限り記録されることが明らかにされた⁴⁵。

また、マイナンバー法において、市町村の機関のほか、政令で定める行政機関や民間事業者等によるICチップの空き領域の利用を可能としており、例えば、各種施設の利用者カードとしての利用等による個人番号カードの利便性向上が期待されている⁴⁶。この点について、政府参考人は、「法律上は、政令で定めることにより民間でも利用可能となっているが、3党実務者による修正協議の議論を踏まえ、当面の間、民間事業者を政令で定めずに運用してまいりたい。今後、施行状況を見ながら、民間の中でもできるだけ公的な場面（例えば、市町村で施設を第三者に委託する場合等）から順次拡大していくことが妥当ではないか」と答弁した⁴⁷。

エ 成りすましによる個人番号カードの不正取得の防止

住民基本台帳カードについて、成りすましによる取得やカード券面の偽変造といった不正事件が報告されている⁴⁸。総務省は、偽造した運転免許証を本人確認書類として提示し、他人に成りすまして住民基本台帳カードを取得した事案が多発したことを受け、平成22年11月に、住民基本台帳カードの交付等における本人確認の徹底等について通知を発出し、対策を講じている⁴⁹。

甘利国務大臣は、「マイナンバー法では、個人番号カードの不正取得を防ぐために、市町村長は、個人番号カードの交付の際に、その者が本人であることを確認するために、主務省令で定める書類の提示を受け又は政令等で定める措置をとって本人確認を行うこととしている。本人確認書類としては、例えば偽変造の有無を確認した運転免許証やパスポート等の顔写真付きの官公署が発行した書類等を規定することを想定している」と答弁した⁵⁰。

オ 個人番号カードの券面コピーによる個人番号収集等の防止

⁴³ 第183回国会衆議院内閣委員会議録第7号20～21頁（平25.4.11）

⁴⁴ 第183回国会衆議院内閣委員会議録第5号36頁（平25.4.3）、第183回国会参議院内閣委員会議録第8号10～11頁（平25.5.23）

⁴⁵ 内閣官房社会保障・税番号制度ホームページ「個人番号カード（ICチップ）の記録事項」
<<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/pdf/130603ic.pdf>>

⁴⁶ 第183回国会衆議院本会議録第12号15頁（平25.3.22）、第183回国会参議院本会議録第18号4頁（平25.5.10）の甘利国務大臣答弁

⁴⁷ 第183回国会参議院内閣委員会議録第7号19頁（平25.5.21）

⁴⁸ 第183回国会参議院内閣委員会議録第7号3頁（平25.5.21）の望月政府参考人答弁によると、平成20年度に12件、21年度に45件、22年度に97件、23年度に54件、24年度に30件報告されている。

⁴⁹ 総務省自治行政局住民制度課長通知「住民基本台帳カードの交付等における本人確認の徹底等について」（総行住第80号、平22.11.26）

⁵⁰ 第183回国会参議院本会議録第18号6頁（平25.5.10）

例えば、レンタルビデオ店の会員登録の際に、店側が運転免許証等の本人確認書類のコピーを取得する場合がある。個人番号カードの交付が開始されると、こうした場合の本人確認書類として個人番号カードを提示することも想定されるが、運転免許証等と同様に個人番号カードのコピーを取得すると、マイナンバー法により禁止されている個人番号の収集に該当するおそれがある。この点について、西村内閣府副大臣及び政府参考人は、「マイナンバー法に規定した場合を除き、個人番号の収集、保管を禁じており、違反した場合は、特定個人情報保護委員会による勧告、命令の対象となるほか、命令違反の場合には刑事罰も規定している。個人番号が収集されることを防ぐため、（個人番号を）個人番号カードの裏面に記載する方向で検討しており、（必要な場合には）表面をコピーする取扱いにしたい」旨答弁した⁵¹。また、甘利国務大臣は、「個人番号カードは裏面のコピーは法律で禁止されていますというようなことを業界団体を通じて張り出すとか、周知徹底の方法を相当考えなければならない」と答弁した⁵²。

（６）情報提供ネットワークシステムによる情報連携

番号制度導入に対し、様々な個人情報が国家により一元管理されるのではないかといった懸念が指摘されている⁵³。この点について、甘利国務大臣及び政府参考人は、「国家があらゆる情報を一か所で全部管理するというわけではない」、「個人番号付きの個人情報（特定個人情報）については、プライバシーへの影響、不正利用による個人情報の漏えい等の懸念があるため、個人情報を一元的に管理する機関又は主体を設置するのではなく、従来どおりそれぞれの行政機関等で分散管理する」と答弁し⁵⁴、各行政機関等において、他の機関が保有する個人情報が必要となった場合に、その都度情報提供ネットワークシステムを使用して情報の照会・提供を行うことが明らかにされた⁵⁵。

また、情報提供ネットワークシステムについて、政府参考人は、「個人番号を使用して情報連携をすると、個人番号が漏えいし、かつハッキングされた場合に、芋づる式に個人情報が漏えいする危険があるため、個人番号から推測できないよう加工された符号を連携キーに用いる仕組みとしている」と答弁した⁵⁶。

（７）個人情報保護

ア 番号制度における個人情報の保護措置

平成14年から稼働している住基ネットは、住民票コードを検索キーとして住民基本台

⁵¹ 第183回国会衆議院内閣委員会議録第4号17頁（平25.3.27）、第183回国会参議院内閣委員会議録第7号7頁（平25.5.21）

⁵² 第183回国会参議院内閣委員会議録第8号11頁（平25.5.23）

⁵³ 政府・与党社会保障改革検討本部「社会保障・税番号大綱」（平23.6.30）15頁

⁵⁴ 第183回国会衆議院内閣委員会議録第5号18頁（平25.4.3）、第183回国会参議院内閣委員会議録第8号10頁（平25.5.23）

⁵⁵ 内閣官房社会保障・税番号制度ホームページ「番号制度における個人情報の管理の方法について」

<<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/pdf/250409kanrihou.pdf>>

⁵⁶ 第183回国会衆議院内閣委員会議録第5号18頁（平25.4.3）

帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるシステムとして構築されたものであるが、住民票コードの削除を求めるなど全国で59件の訴訟が提起され、平成20年3月6日に最高裁において住基ネットの合憲判決が示された⁵⁷。

最高裁合憲判決では、①住基ネットによる本人確認情報の管理等が正当な行政目的の範囲内で行われていること、②本人確認情報が容易に漏えいする具体的な危険はないこと、③個人情報を一元的に管理することができる機関又は主体は存在しないこと等を合憲の根拠としている。

甘利国務大臣は、「番号制度の構築に当たっては、住基ネットに係る最高裁合憲判決の趣旨を十分踏まえる必要がある。これに加え、番号制度ではデータマッチングを行うことが必須であるため、さらに高度の安全性を確保すべく、個人情報保護の有識者から成る個人情報保護ワーキンググループで十分に検討した上で保護対策を講じている」とし、制度面の措置として、「マイナンバー法に、個人番号の利用範囲や情報連携の範囲を明記し、ここに規定された場合を除き、個人番号の利用、特定個人情報の収集、保管及び特定個人情報ファイルの作成を禁止するとともに、特定個人情報の提供を原則禁止している。さらに、システム上、個人情報が保護される仕組みとなっているかを事前に評価する特定個人情報保護評価の実施（後述イ）、特定個人情報の取扱い状況を監視、監督する特定個人情報保護委員会の設置（後述ウ）、情報提供ネットワークシステムを使用した情報の提供における提供記録の保存、罰則の強化等の対策を講じている」、また、システム面の措置として、「個人情報を一元化せずに分散管理すること、情報提供ネットワークシステムを用いた情報連携において個人番号ではなく別の符号を利用することのほか、アクセス制御（システム内の特定個人情報にアクセスできる者の制限）や通信の暗号化等の対策を講ずることとし」、「一般の個人情報に対する規制よりも厳格な規制を設けている」旨答弁した⁵⁸。また、内閣法制局長官も、「法律案を審査した当局としても、その内容は妥当なものだと考えている」と答弁した⁵⁹。

イ 特定個人情報保護評価

特定個人情報保護評価について、政府参考人は、「行政機関や地方公共団体等が、個人番号を含む個人情報ファイルを保有するに先立ち、情報の漏えい等の危険性及び影響について自ら評価し、特定個人情報保護委員会が承認する制度で、マイナンバー法において新設するものである」とし、「①自ら評価し、それを特定個人情報保護委員会が承認することを通じて、業務体制やシステム設計がプライバシーに配慮したものであることを確認できる点、②事前に評価を行い、必要な措置をあらかじめ講ずることにより個人情報の漏えい等を未然に防止することに資する点、③評価結果を公表するため、国民によるチェック機能が働くという点で、プライバシーの保護に大きな意義を有する」と

⁵⁷ 裁判所ホームページ<<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20080306142412.pdf>>

⁵⁸ 第183回国会衆議院本会議録第12号10頁（平25.3.22）、第183回国会衆議院内閣委員会総務委員会財務金融委員会厚生労働委員会連合審査会議録第1号11頁（平25.4.11）、第183回国会衆議院内閣委員会議録第8号21頁、22頁（平25.4.24）、第183回国会参議院内閣委員会議録第8号17頁（平25.5.23）など

⁵⁹ 第183回国会衆議院内閣委員会議録第8号21頁（平25.4.24）

答弁した⁶⁰。

また、特定個人情報保護評価の対象機関が、行政機関、地方公共団体など数千に及ぶことが想定されるため、甘利国務大臣は、「(各行政機関等が自ら評価した) 評価書に対し、特定個人情報保護委員会が実効的な承認作業を行うことができるように、プライバシーへの脅威の度合いに応じて承認の方法に差を設けるなどの制度設計がなされるものとする」と答弁した⁶¹。

ウ 特定個人情報保護委員会

特定個人情報保護委員会は、委員長及び委員6人の体制で、特定個人情報の取扱いに関する監視又は監督及び苦情の申出についての必要なあっせんや、特定個人情報保護評価等の事務をつかさどる。

甘利国務大臣は、「マイナンバー法は、現行の個人情報保護法制の特別法に位置付けられるものであり、個人情報保護法上の主務大臣による監督体制を十分に活用するとともに、特に重要な事案や緊急性の高い事案について、特定個人情報保護委員会の資源を重点的に投下する必要があると考える。また、マイナンバー法の附則において、特定個人情報保護委員会の監視、監督を実効的に行うために必要な人的体制の整備、財源の確保等の状況を勘案し、適時にその改善について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとされていることから、これらの検討結果を踏まえて適切に対応してまいりたい」と答弁した⁶²。

個人番号を含む個人情報が漏えいした場合の特定個人情報保護委員会の対応について、甘利国務大臣は、「特定個人情報保護委員会は立入検査等を実施し、また、違反を是正するために必要な措置を講ずるよう勧告、命令することができる。例えば、再発防止策を講ずるよう求めることや、漏えいに係る個人情報の回収等を求めることなどが考えられる」と答弁した⁶³。

また、特定個人情報保護委員会には事務局が置かれるが、甘利国務大臣は、「おおむね数十名程度の事務局体制でスタートし、効率的かつ効果的な業務遂行に努めたい」、「(数十名の事務局体制で) 全て把握できるわけではない。システム上に権限がある者以外が接触した場合にはアラートが出るようなハードの仕組みにしていかなければならない。もちろん、不正が行われている場合は内部からの通報等も当然であろうと思うが、そういうものにしっかり対応できるようにしていきたい」と答弁した⁶⁴。

なお、参議院内閣委員会の附帯決議に、特定個人情報保護委員会がその権限と機能を十全に行使することができるよう、情報システムや個人情報保護に関する高い識見を有する人材の確保や、十分な人員体制の確保等、事務局機能の充実を含めた体制を確保することが盛り込まれた。

⁶⁰ 第183回国会参議院内閣委員会会議録第8号15頁(平25.5.23)

⁶¹ 第183回国会参議院本会議録第18号6頁(平25.5.10)

⁶² 第183回国会衆議院内閣委員会会議録第4号10頁(平25.3.27)

⁶³ 第183回国会衆議院内閣委員会会議録第9号20頁(平25.4.26)

⁶⁴ 第183回国会衆議院内閣委員会会議録第5号14頁、39頁(平25.4.3)、第183回国会参議院本会議録第18号8頁(平25.5.10)

エ 個人番号を取り扱う行政機関等が講ずべき措置、職員に対する研修

マイナンバー法では、個人番号を取り扱う行政機関等に対し、個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じることを義務付けている。この点について、西村内閣府副大臣及び政府参考人は、「情報の暗号化、ファイアウォールの構築などシステムに対する技術的な保護措置、保管庫の施錠、立入制限、防災設備の整備など物理的な保護措置、職員に対する研修、教育の実施、安全管理責任者の設置など人的な保護措置を講ずる必要があると考える。特定個人情報保護委員会によって、ガイドラインのような形でその方向性が示され、啓発がされるものと期待している」旨答弁した⁶⁵。

個人番号を取り扱う職員に対する研修、教育について、政府参考人は、「過去に職員の不正あるいは不適切な情報管理に係る事案が発生したが、その最大の原因として、アクセスできる職員が多すぎ、ほとんどの職員にオープンになっていたことが考えられる。アクセスできる職員を、実際にその業務を行っている者に限定し、認証をしっかりすることがまず大事だと思う。その上で、その職員に対し、情報技術やセキュリティ、あるいは個人情報保護に関する専門家を講師とする講習を定期的に行うことなどが考えられる」と答弁した⁶⁶。

なお、衆議院内閣委員会及び参議院内閣委員会の附帯決議に、個人番号及び法人番号を扱う業務に従事する者のICT知識とモラルの向上、法令遵守の徹底を図るため、研修の実施等、継続的な人材育成に必要な措置を講ずることにより、個人情報の保護に万全の体制を構築すること、及び特定個人情報を取り扱う公務に従事する者又は従事していた者について守秘義務の厳罰化等の措置を検討することが盛り込まれた。

(8) 地方公共団体の負担軽減

番号制度の導入に当たり、地方公共団体においては、個人番号の利用や国等の関係機関と情報連携を実施するため、住民基本台帳システム、地方税システム又は社会保障システム等の改修・整備が必要となる。この点について、衆議院内閣委員会では、参考人から、「(番号制度に係る)業務は法定受託事務となる。国全体の重要な基盤となる番号制度に必要な情報基盤の構築及び改修に係る費用は、国が責任を持って財源保障して負担することが不可欠」との意見が述べられた⁶⁷。

新藤総務大臣等は、「総務省としては、地方公共団体における関係情報システムの整備に当たり、統一的に必要なシステム改修の内容等についてガイドラインを示すこととしている。また、情報提供ネットワークシステムと接続する各地方公共団体に設置予定のサーバーのソフトウェアについて、国において一括開発することとしている」、「番号制度の導入に係る地方公共団体の負担軽減は重要な課題であると認識しており」、「地方公共団体のシステム整備に要する経費に対する財政支援については、財政当局ともよく相談をし

⁶⁵ 第183回国会衆議院内閣委員会議録第5号16頁(平25.4.3)、同第7号12頁(平25.4.11)

⁶⁶ 第183回国会衆議院内閣委員会議録第7号19頁(平25.4.11)

⁶⁷ 第183回国会衆議院内閣委員会議録第6号7頁(平25.4.5)の清原慶子参考人の意見陳述

ながら対応してまいりたい」旨答弁した⁶⁸。また、政府参考人は、地方公共団体における関係情報システムの改修・整備に当たり、情報システムに精通した人材と併せ、社会保障、税、災害対策分野の業務とシステムとの関係をきちんと把握して進めることができる人材の必要性や、複数の地方公共団体が情報システムの共同化等を行う、いわゆる自治体クラウドの取組の加速についても答弁した⁶⁹。

山本内閣大臣は、「内閣法等の一部を改正する法律案において、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT総合戦略本部）に、地方公共団体からの情報提供等の協力の求めに応じる努力義務を課すこととしており、例えば、IT投資のための調達に関する情報提供など、各地方公共団体に必要な支援を行ってまいりたい」と答弁した⁷⁰。

なお、参議院内閣委員会の附帯決議に、番号制度に係る地方公共団体のシステム整備について、地方公共団体の財政負担及び当該システム整備に従事する職員の業務負担を軽減するため、地方公共団体からの意見を十分に考慮し、必要な措置を検討することが盛り込まれた。

（9）法人番号

法人番号を付番する意義について、政府参考人は、「税、社会保障の分野においては、個人だけでなく、法人が関与するもの（法人税、法人住民税、社会保険料の特別徴収等）がある。これらについても、効率性あるいは国民の利便性を高めるために（番号制度を）入れたほうがいいだろうということで法人番号を導入することとした。また、我が国では、分野横断的に、特定の法人等を一律に識別可能な番号が存在しないこともあり、法人番号を導入することとした」と答弁した⁷¹。

また、法人番号は基本的に全ての法人に付番されることや、個人事業主については、法人番号ではなく、個人事業主に付番された個人番号によって事業所得を把握することが明らかにされた⁷²。

（10）番号制度の民間利用

マイナンバー法では、基本理念の1つとして、「個人番号及び法人番号の利用に関する施策の推進は、（中略）他の行政分野及び行政分野以外の国民の利便性の向上に資する分野における利用の可能性を考慮して行われなければならない」ことを掲げるとともに、附則において、法施行後3年を目途として、①個人番号の利用範囲の拡大、②情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供範囲の拡大、③特定個人情報以外の情報提供への情報提供ネットワークシステムの活用等について検討することとしており、将来にお

⁶⁸ 第183回国会衆議院本会議録第12号16頁（平25.3.22）の新藤総務大臣答弁、第183回国会衆議院内閣委員会議録第4号8頁（平25.3.27）の坂本総務副大臣答弁、第183回国会参議院内閣委員会議録第7号13頁（平25.5.21）、同第8号19頁（平25.5.23）の望月政府参考人答弁

⁶⁹ 第183回国会参議院内閣委員会議録第7号13頁、14頁（平25.5.21）

⁷⁰ 第183回国会参議院内閣委員会議録第7号17頁（平25.5.21）

⁷¹ 第183回国会衆議院内閣委員会議録第5号38～39頁（平25.4.3）

⁷² 第183回国会衆議院内閣委員会議録第5号16頁、39頁（平25.4.3）の向井政府参考人答弁

ける番号制度の民間利用拡大が課題とされている。

甘利国務大臣は、「3年後に民間に開放するということを決めているわけではない。個人番号を社会保障、税、災害対策分野で利用していく中で、民間利用ができれば便利だ、という知見が蓄積してくると思う。3年間の導入の成果を見て、改善すべき点やさらに推進すべき点等を精査した上で、どの範囲まで利用を拡大していくか、幅広く識者の英知を集めて検討していくことになる」旨答弁した⁷³。

また、甘利国務大臣及び政府参考人は、「個人番号そのものの利用範囲を拡大するよりも、個人番号ではなく別の番号により情報連携をするという、情報提供ネットワークシステムの利用範囲を拡大するほうが拡張可能性や安全性が高いと考えられる」旨答弁した⁷⁴。

民間利用が想定されるものについて、政府参考人は、「例えば、引っ越した場合に電気、ガス等の企業に引っ越しの情報が通じるというワンストップサービスの話が要望として多い。また、経済団体からは、保険金の支払漏れを減らすために生命保険会社が契約者の生死情報を得られるようにしたいとの要望が出されている。したがって、民間利用の拡大という場合には、こうした準公的な企業が顧客の利便性向上のために使うことが第一の選択肢になり得る」旨答弁した⁷⁵。

なお、参議院内閣委員会の附帯決議に、利用範囲の民間拡大を検討する際は、国民からの意見に耳を傾けるとともに、民間分野の公益性等を十分評価すること、また、そのメリット等について国民に分かりやすく積極的に情報を提供することが盛り込まれた。

(11) 情報提供等記録開示システム（マイ・ポータル）

マイナンバー法では、附則において、法施行後1年を目途として、情報提供等記録開示システム（マイ・ポータル）を設置するとともに、年齢、身体的な条件その他のマイ・ポータルの利用を制約する要因にも配慮した上で、その活用を図るために必要な措置を講ずるものとしている。

ア マイ・ポータルの機能

マイ・ポータルの機能について、甘利国務大臣及び西村内閣府副大臣は、「①行政機関などで行われた情報提供の記録の確認、②行政機関が保有する自己情報の確認、③プッシュ型サービスと言われる行政機関からのお知らせ情報の表示、④ワンストップによる各種申請手続を自宅から行えるようにしたい」と答弁した⁷⁶。また、政府参考人は、「①情報提供の記録の確認及び②自己情報の確認については、マイ・ポータルの設置・運用開始と同時にサービスの提供を開始する予定である。③プッシュ型サービスについ

⁷³ 第183回国会衆議院内閣委員会議録第5号13頁（平25.4.3）、第183回国会参議院内閣委員会議録第7号20頁（平25.5.21）

⁷⁴ 第183回国会衆議院内閣委員会議録第8号4頁（平25.4.24）、第183回国会参議院内閣委員会議録第8号14頁（平25.5.23）

⁷⁵ 第183回国会衆議院内閣委員会議録第5号38頁（平25.4.3）、第183回国会参議院内閣委員会議録第8号14頁（平25.5.23）

⁷⁶ 第183回国会衆議院内閣委員会議録第4号20頁（平25.3.27）、第183回国会参議院内閣委員会議録第8号17頁（平25.5.23）

ては、機能そのものはマイ・ポータル設置時点から実装すべく準備を進めるが、個々の具体的サービス、コンテンツについては、マイ・ポータル設置後に段階的に拡充されていくものとする。④ワンストップサービスについては、既存の電子申請等のサービスが存在することを踏まえ、関係省庁と連携し、可能な限り早期に提供できるよう調整してまいりたい」と答弁した⁷⁷。

イ マイ・ポータルの安全性確保

マイ・ポータルの安全性確保について、西村内閣府副大臣及び政府参考人は、「マイ・ポータルはインターネット上に構築されるシステムであり、専用回線と比較してセキュリティの面では一段落ちる危険性があるため、その整備に当たっては一段のセキュリティ確保が重要と考えている」とし、具体策として、「データ通信の暗号化、侵入検知・防止、改ざん検知・防止、大量のデータ送信によるサービス妨害攻撃の防止、成りすましを防止するための公的個人認証等による本人確認等を考えている」旨答弁した⁷⁸。

なお、参議院内閣委員会の附帯決議に、マイ・ポータルがインターネット上に構築されることを踏まえ、国民の利便性に考慮しつつ、より高度な認証システムを採用することなど、安全性と信頼性確保のために万全の対策を講ずることが盛り込まれた。

ウ マイ・ポータルへのアクセス

マイ・ポータルへのアクセスについて、西村内閣府副大臣及び政府参考人は、「現時点では、個人番号カードに格納されたICチップに盛り込まれた電子情報を読み取り、その情報とパスワードを組み合わせて確認する公的個人認証を採用することにより、厳格な本人確認を実現したいと考えている」と答弁した⁷⁹。

また、マイナンバー法の附則において、本人から個人番号の提供を受ける際の本人確認措置の内容を拡充するため、適時に必要な技術的事項について検討することとしており、個人番号カード以外のマイ・ポータルへのアクセス手段の拡充が課題とされている。この点について、西村内閣府副大臣及び政府参考人は、「認証レベルの高さは必要と考えているが、認証レベルが高くて個人情報の保護が図れるのであれば、（個人番号カードという）物理媒体にこだわる必要はないと思っている」、「国民の利便性にも配慮し、技術の進歩も見ながら、携帯電話やスマートフォンなどの情報端末の活用も考える必要がある」と答弁した⁸⁰。なお、衆議院内閣委員会では、参考人から、「タブレット及びスマートフォンは、現在、パソコンに比べるとセキュリティが若干弱い面があるため、これを解決する技術開発及び制度づくりが必要」との意見が述べられた⁸¹。

エ いわゆる情報弱者に対する配慮

マイ・ポータルは、高齢者、障害者、又は自宅にパソコンを保有していない人など、

⁷⁷ 第183回国会参議院内閣委員会会議録第8号20～21頁（平25.5.23）

⁷⁸ 第183回国会衆議院内閣委員会会議録第5号15頁（平25.4.3）同第8号17頁（平25.4.24）、第183回国会衆議院内閣委員会総務委員会財務金融委員会厚生労働委員会連合審査会議録第1号3頁（平25.4.11）

⁷⁹ 第183回国会衆議院内閣委員会会議録第4号10頁、20頁（平25.3.27）

⁸⁰ 第183回国会衆議院内閣委員会会議録第4号20頁（平25.3.27）、第183回国会衆議院内閣委員会総務委員会財務金融委員会厚生労働委員会連合審査会議録第1号4頁（平25.4.11）

⁸¹ 第183回国会衆議院内閣委員会会議録第6号8頁（平25.4.5）の須藤修参考人答弁

いわゆる情報弱者に配慮し、利用しやすいものとする必要がある。この点について、甘利国務大臣は、「公的機関にインターネット端末を設置することを予定している。設置場所については、利用しやすい場所であるとともに、のぞき見などのプライバシーにも配慮したい」、「詳細設計に当たっては、情報弱者にも配慮した画面設計とする必要があることから、関係者から十分に御意見を伺いながら進める」と答弁した⁸²。このほか、任意代理人によるマイ・ポータルへのアクセスを可能としているが、政府参考人は、「電子的な手段で任意代理人であることを確認する必要がある。公的個人認証等の認証強度の高い手段であらかじめ代理権を証するような認証方法を検討する必要がある」と答弁した⁸³。

4. おわりに

政府は、平成27年秋頃に個人番号を指定・通知し、平成28年1月から順次個人番号の利用を開始することを予定している。番号制度の開始までの間に、番号制度がいかに関国民の利便性向上につながり、また、行政運営の効率化に資するものであるかを、費用対効果を明確に示すこと等によって広報・周知していくことが求められる。

また、特定個人情報保護委員会については、マイナンバー法施行後1年を目途として、その権限を拡大し、個人情報保護全般についての監視・監督等を行うことが検討される。これは、諸外国において設置されている個人情報保護についての独立した監視・監督機関⁸⁴と同様の体制整備を目指すものであり、現行個人情報保護法制の見直しにもつながることから、その動向が注目される。

(てらにし かすみ)

⁸² 第183回国会衆議院本会議録第12号15頁(平25.3.22)、第183回国会参議院本会議録第18号6頁(平25.5.10)、第183回国会参議院内閣委員会会議録第8号17頁(平25.5.23)

⁸³ 第183回国会参議院内閣委員会会議録第8号22頁(平25.5.23)

⁸⁴ 諸外国における個人情報保護制度の監視・監督機関については、消費者庁「諸外国等における個人情報保護制度の監督機関に関する検討委員会・報告書」(平23.3)を参照。